

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（女川原子力発電所2号機工事計画）（25）
2. 日時：令和2年11月13日 13時30分～15時05分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

止野上席安全審査官、片桐主任安全審査官、皆川主任安全審査官、
宮本主任安全審査官、土居安全審査専門職、西澤原子力規制専門員

東北電力株式会社：

原子力本部 原子力部 課長

原子力本部 原子力部 部長、他12名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「新型コロナウイルス感染症対策に係る原子力規制委員会の対応の一部変更について」（令和2年6月24日 第12回原子力規制委員会配付資料）に基づき、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- (1) 基本設計方針に関する説明資料【第73条 計装設備】（O2-E-D-01-0056__改0）
- (2) 基本設計方針に関する説明資料【第74条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備】（O2-E-D-01-0057__改0）
- (3) 基本設計方針に関する説明資料【第75条 監視測定設備】（O2-E-D-01-0058__改0）
- (4) 基本設計方針に関する説明資料【第77条 通信連絡を行うために必要な設備】（O2-E-D-01-0059__改0）
- (5) 基本設計方針に関する説明資料【第48条 準用】【第78条 準用】（O2-E-D-01-0039__改0）
- (6) VI-1-1-5 クラス1機器及び炉心支持構造物の応力腐食割れ対策に関する説明書（O2-E-B-01-0008__改0）
- (7) 先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-1-5 クラス1機器及び炉心支持構造物の応力腐食割れ対策に関する説明書）（O2-E-B

ー 01-0009__改0)

- (8) 補足190-1【クラス1機器及び炉心支持構造物の応力腐食割れ対策に関する補足説明資料】(02-補-E-01-0190-1__改0)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	原子力規制庁の土井です。これからの女川原子力発電所 2 号炉の設置及び工事の計画認可申請に係る事業者ヒアリングを開始いたします。本日基本設計方針の 73 条関係 74 条関係 75 条関係
0:00:21	77 条関係 70 と 48 条 78 条関係ですね、それが基本設計方針について御説明いただき後は、そのあと SCC 対策ですね等についても本日、
0:00:37	御説明いただく予定にしております。
0:00:40	それではまず本日の提出資料の確認のほうからお願いいたします。
0:00:47	東北電力のミノでございます。ただいまご紹介いただきましたように、本日は、各逐条の基本設計方針につきまして、まず第 1 部として御説明させていただきます。基本設計方針につきましては、
0:01:04	治療全部で 5 章となっております。まず一番としまして、基本設計方針に関する説明資料第 73 条
0:01:15	計装設備、資料番号が通行ページ 010056 祭りが 56 でございます。2 番としまして、同じく第 74 条の運転が原子炉制御室にとどまるための設備。
0:01:33	資料断の運用の末尾の 57 でございます。
0:01:38	三番としまして、同じく第 75 条、監視測定設備の資料番号が末尾の 58 でございます。
0:01:50	4 番としまして、同じく 77 条、通信連絡を行うために必要な設備、資料番号が次の 59 でございます。
0:02:02	同じく、
0:02:04	一体議論十八条第 78 条給与、資料番号としましてまつりは 39 のものがございます。基本的方針もちろんつきの手話以上五つでございます。踏襲終了後につきましては後程
0:02:22	基本設計は建物ですね、再度確認させていただきたいと思えます。以上でございます。
0:02:30	ありがとうございました。それでは資料のほうですね過不足なくいただいておりますので、まずは 1 番目の資料ですね、第 73 条の計装設備の御説明からお願いいたします。
0:02:47	はい。トーモク電力のスガマタと申しますのは、資料一番 73 条の計装設備のほうから説明させていただきます。
0:02:56	まず 2 ページ目を開いていただきまして、こちらですねこれまでと同様に赤字の設計、設備の運用の違い等の中心に説明させていただきます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:09	まず 2 ページ目の一番上ですけれども、こちらですね 11 月の 10 日のヒアリングでコメントいただいております、現在検討中ということでこちら後程SD別で回答させていただきたいと思います。
0:03:28	3 ページ目は、やはり緑ですので割愛させていただきます、
0:03:35	4 ページ目です。
0:03:37	4 ページ目の真ん中ですね、73 条の注 1 ですが、こちら設計の差異ということで、代替電源設備が喪失した場合にもパラメータ継続できるようになった計測器を用いる設計ということで記載しております。
0:03:57	次、閉合ページ目ですか、5 ページ目の一番下ですが、設定なさいということで、こちら説明書及び設備仕様の相違となっております。この文書 6 ページ目まで続いておまして同じく設計の差異となっております。
0:04:14	続きまして 7 ページ目です。7 ページ目一番上ですね、73 条の 4 ですが、こちらも設計の差異となっております。原子炉格納容器内のに設置する水素濃度
0:04:29	監視設備ですね、これは女川そういうの設備ということで女川のみ記載しております。
0:04:35	次、7 ページ目の真ん中ですが、73 条の 5 ですがこちらで設計の差異ということで格納容器内補訂かつサンプリング装置の構成及び主要の相違ということで、そうしております。
0:04:54	1 ページ目は、説明書の際ですので割愛させていただきます。
0:05:00	9 ページ目ですが、9 ページ目の下のほうですね、73 条の 11 ですが、こちらの設計の差異ということで、設備仕様の相違と生息するパラメータ性の相違による個数の相違です。
0:05:15	そうっております。
0:05:21	次に 10 ページ目ですが、こちらをですね、柏崎刈羽 7 号機との比較ということでこちらはですね、柏崎刈羽 7 号の固有の設備に関する記載となっております、
0:05:35	願いのほうには記載はございません。
0:05:39	1 ページ目、両方とも効率的になっております。
0:05:43	1 ページ目ですけれども、こちらは説明書の相違ということで説明は割愛させていただきます。
0:05:51	1112 ページ目、こちらも同様に説明書の相違ということで説明は割愛させていただきます。本条文は以上となります。
0:06:05	御説明ありがとうございました。それでは原子力規制庁側のほうから何か確認事項やコメント等ありましたらお願いいたします。
0:06:20	規制庁ミナカワですと 5 ページGなんですけれども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:27	ページの一番下の 6 ページに渡っている 73 条の 3 のところなんですけど。
0:06:37	すべてちょっとまず記載の考え方を教えて欲しいんですけど。
0:06:42	一等回路の SA 計装については、来特出しで書いているのは、
0:06:50	1 と別表第 2 号該当設備以外の
0:06:54	SA 計装を
0:06:56	特出して書いてるっていう記載の考え方っていうことでまず、
0:07:01	付議でしょうか。
0:07:10	ちょっとお待ちください。
0:07:23	東北電力の諏訪と申します。ご質問の件についてはご認識の通りで間違いありません。以上です。
0:07:31	わかりました。理想論で教えて欲しいんですけど。
0:07:36	本流れると下から 4 行目に、原子炉圧力気温 0 っていうのが記載があると思うんですけど。
0:07:44	先行プラントの扱いの差異があると思うんですけど、その違いを教えてくださいいただけますか。
0:07:58	少々お待ちください。
0:08:00	ここ、
0:08:38	この資料を調べてますので、後程回答させていただきます。アベのところのアベです。
0:08:48	それ、
0:08:49	規制庁ミナカワ了解しましたじゃあ後程また教えてください。
0:08:53	それともう 1 点なんですけど。
0:08:58	7 ページ。
0:09:01	て、
0:09:03	これもちょっと教えて欲しいんですけど。
0:09:06	7 ページの 73 条のやんのところの記載なんですけど。
0:09:12	備考欄で、今後もこういうの設備であると思うんですけど。
0:09:19	この設備は柏崎にもついていたと思うんですけど、記載のそういう大所生じるんでしょうか。
0:09:36	少々お待ちください。
0:10:09	当時の人は東北電力のミノでございますし、ただいまの担当の方に確認しましたが、柏崎につきましても同様の設備のあるということでございますが、今日設計方針のもとでの記載に触れられてもらうということかと思えます。
0:10:26	すみません。
0:10:28	と現状そこまでしかちょっと適格にできてないです。以上でございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:34	規制庁の福沢とリーダーの事実関係をお借りました。はい、了解です。
0:10:50	原子力規制庁の宮尾ですけども、ちょっと細かいところで4ページのところで確認です。
0:10:56	黄色くなっている部分の内容中身で、
0:11:00	可搬型計測装置、Eの設備関連知能電源として可搬型継続装置っていう説明があるんですけども。
0:11:09	CAQ運用計測装置として結論原子炉圧力容器及び原子炉格納容器内の温度圧力水流量を注水量。
0:11:19	のところ、
0:11:21	費用質問をですね、潜航ところだと思ってるっていうそれ以外にもある感じで等という記載があるんですけど、女川の場合は設置許可とかの後ろについてるやつ私も確認したんですけど、ここに記載している以外でここに該当するものはないので、
0:11:39	等をつける必要はないという認識でいいですか。
0:11:46	東北電カスガです。その通りでございます。以上です。
0:11:54	以上、わかりました。はい。
0:12:22	それでは次の資料の2番目の資料のほうの御説明をお願いいたします。
0:12:35	東北電力の渡辺でございます。それでは74条の基本設計方針の資料の御説明をさせていただきますと、ページめくっていただきまして、2ページになります。
0:12:47	こちら中段ほどに消えるのマーキングしている箇所ですが、こちら英断を政治からの変更箇所になっておりまして、中央での身体サーベイと気概に関する管理値内で型照明の記載していたのですが、
0:13:03	こちら5ページ目に移動して適正化してっております。それがこのページについては、一番下のとこですね、74条の20につきましては、こちら、こちらの件は原子炉格納施設のほうに記載しております。
0:13:20	次のページ3ページになります。
0:13:23	だから、74条の4につきまして、こちら給電する電源系の総意として赤字で記載しております。
0:13:32	また柏崎については、放管施設のほうに記載しております。
0:13:38	はい。
0:13:39	その下74条の14。
0:13:42	あと70年に15につきましても給電する電源系統の総意として記載しております。
0:13:50	柏崎は格納施設のほうに記載しております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:54	その下の 74 条の 5 につきましても、こちらについては、放管施設のほうに記載しているようなことになっておりますが、ページめくっていただきまして 4 ページになります。
0:14:09	こちらの中段にあります。74 条の 21 につきましては、女川の原子炉は低温の関係は非常用ガス処理系のみ設置しているということで、赤字にて採用記載しております。
0:14:25	その他かしらときを経過し、確認せずのほうに記載しております。
0:14:30	その下 74 条の 22、こちらも当柏崎は記載箇所損しております。
0:14:37	1 ページめくっていただきまして 5 ページになります。
0:14:41	上段の 74 条の 10 億につきまして酸素濃度計二酸化塩素濃度計の配備数の総意として赤字で記載しております。
0:14:52	その下、74 条の 13 と 74 条の 19 につきまして、こちら先ほど 2 ページ目からのオオトモと記載してたところの当からいろいろ指摘た記載になっております。
0:15:05	赤字の箇所につきましては、可搬型照明(イ)性の配備数の相違と
0:15:14	女川 2 号はかねちの井戸端証明ってチェンジングエリア内の照度を確保するという違いにて、赤字で記載しております。
0:15:23	その下、74 条の 9。
0:15:26	あと、
0:15:28	になります。こちらは通信連絡設備の多様性の総意として赤字で記載しております。
0:15:36	その下の 14 条の 10 につきましても同様に通信連絡設備の多様性の総意として記載しております。
0:15:45	ページめくっていただきまして、
0:15:48	6 ページになります。
0:15:51	こちらのちまうへの箇所ですね、
0:15:55	女川については、こちら中央機能のほうに記載しております。
0:16:02	はい、ページめくっていただきまして 7 ページになります。
0:16:07	まず一番上から 74 条の 16 につきまして、柏崎は中央機能のほうに記載しております。
0:16:17	その下、柏崎との相違になります。女川中央制御室の換気空調系によって外気を遮断し、失礼空気を浄化しながら循環させることで、中央制御室の居住性を確保する。
0:16:32	そういう違いから、債として記載しております。
0:16:36	その下、74 条の 15 につきまして、こちらは差圧計の仕様の総意として記載しております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:46	手入れくっていただきまして 8 ページになります。
0:16:51	まず一番上の 74 条の 20 につきまして、柏崎は核の説明に記載しております。
0:16:59	74 条の 13 につきまして、こちら当該区域に使用する照明の総意として記載しております。
0:17:08	その下の 74 条の 4、こちらを給電する電源系統構成の相違として記載しております。
0:17:16	ページめくっていただきまして 9 ページになります。
0:17:20	74 条の 24
0:17:22	こちら柏崎を記載値が相違しております。
0:17:26	その下の 74 条の 25、こちらを給電する電源構成の相違
0:17:32	あとは加速器は記載値が相違しております。
0:17:38	ページめくっていただきまして 10 ページになります。
0:17:43	このページにつきましては緑字の際のミノで説明を割愛いたします。
0:17:50	次のページ 11 ページになります。
0:17:53	こちら、こちらのキットの相違につきまして、女川のフィルタ装置は検査建屋内に設置することから、線量に影響がないことから新たに下げた設けないということで再として記載しております。
0:18:07	その下、柏崎との相違につきまして、お願いを主要制御室の共用しないとして記載しています。
0:18:16	ページめくっていただきまして 12 ページになります。
0:18:21	中段の 74 条の 21 につきまして、
0:18:26	女川のエーッと条件を換気系は非常用ガス処理系のみ設置するとして、赤字で記載しております。
0:18:34	その下 74 条の 22 につきましては、原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置の設置個数の総意として記載しております。
0:18:45	ページめくっていただきまして 13 ページになります。
0:18:49	74 条の 25。
0:18:51	こちらは給電する電源系の総意として記載しております。
0:18:59	同じようなにつきまして説明は以上になります。
0:19:04	。
0:19:07	御説明ありがとうございました。それでは原子力規制庁の方から確認事項等ありましたらお願いいたします。
0:19:22	規制庁のカタギリに正当 5 ページにちょっと確認させていただきたいんですけども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:29	お父さん産業部計と二酸化炭素濃度計は括弧中央制御室用という名前で今日から名前が変わっているという。
0:19:41	認識でよろしいでしょうか。
0:19:53	東北電力の関口です。ご認識の通りで間違いありません。以上です。90カタギリで、これ両方堆肥城東中央制御室内に保管すると思うんですけど、最後、中央制御室内に保管する設計とするっていう記載なんですけれども、これ。
0:20:12	待避所の中央制御室内っていう扱いにしているという理解でよろしいでしょうか。
0:20:36	ここ電力のオオトモです。大変に使うものと中央制御室に使うものとそれぞれありますけれども、保管場所について中央制御室で保管をしております、実際対比で使うものについては使う際に調整に使った非常に持ってっ停止をすると。
0:20:58	いうことにございます。以上です。
0:21:01	9兆カタギリわかりました。
0:21:04	私からは以上です。
0:21:09	規制庁ミヤモトですけど今カタギリの質問のところで確認したかったの沖積層のところを書いてある注合否中央制御室ないって言う場合は中央制御室だけをさせて会議室を含まない。
0:21:24	で、74条の13とかみたいに両方必要な場合は両方書くってことで書き分けてるということでもいいんでしょうか。
0:21:37	はい、東北電力のオオトモです。ミヤモトさんのご認識の通りでございます。
0:21:43	はい、わかりました。
0:21:50	規制庁ミナカワ下水等11ページのところなんですけど。
0:22:00	そんなことに柏崎7号との比較であって、設計の差異というのが備考に書いてあるんですけど、
0:22:08	女川のフィルタ装置は新たに遮へい体を設けないってことをここでは設計方針書いてないと思うんですけど。
0:22:16	60好調だったかな。高圧発電か何かのところの
0:22:23	ちょっとここは残存じゃないかもしれないですけど高圧破損、そのフィルター装置の設計方針の中には、
0:22:30	その建屋内に設置することで、
0:22:32	でもそれがある意味遮へいたになります的な基本設計方針が書かれているので、
0:22:41	別に新たに設けないから、設計方針が何もないっていうわけじゃないと思うので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:48	ちょっとそこは一度検討していただいて、ちょっとほかの条文の基本設計方針 というのを見比べをしていただいて、
0:22:56	記載の
0:22:58	シームを検討いただければなというふうに思います。以上です。
0:23:06	僕電力の凍土ずつ了解いたしました。
0:25:23	それでは次ですね、三番目の資料の 75 条関係の方ですね、資料のご説明の 方をお願いいたします。
0:25:33	はい、答弁も含むのでございます専用照明三番もし療養が入る前にですね先 ほど一番のところでご質問ちょうとしておまして、そちらの回答できませんの で、そちらを先にですね説明させていただいてよろしいでしょうか。はい。規制 庁の例ですけれどもはい
0:25:51	ご回答の方をお願いいたします。
0:25:55	特に
0:25:56	先ほど 73 条の計装設備に関して、比較的
0:26:02	一井のところ原子炉圧力容器について、まことに流れ差異ができることにな っていてですが、こちらのパック第 2 のほうで要求されているところオオエと いう。
0:26:17	読み上げますが、原子炉圧力容器本体の入口出口の原子炉冷却材の温度を 計測する設備というのが別表第 2 で予定されておりますが、
0:26:29	こちらの圧力容器温度につきましては圧力容器の周りに設置されている温度 計になりまして、実際には入口出口の冷却材の温度というものを正確にはは かれませんので女川につきましては
0:26:45	ミノ対象が欠席をしておりますので、こちらに記載しております。
0:26:51	実際に原子炉容器圧力本体の入口出口の冷却建てることにつきましては別 表第 2 対象としては当社につきましてはある残留熱、熱除去系の熱交換器の 入口出口の温度を設定しております、そちらで見るというふうに整理してあり ます。
0:27:10	では柏崎と同様の整理としております。一方で東海第 2 については別表第 2 のほうの冷却材の温度として適用共同見るということで設定しておりますの で、そちらの方がサイトになっております。以上です。
0:27:28	規制庁ミノかつ物販見ましたとりあえず事実関係はほぼ終わりました。多分そ うなのかなと思ってたんですけど。了解です。わかりました。
0:27:52	では東北電力のスガマタです。では資料三番の 75 条監視測定装置設備のほ うに移らせていただきます。
0:28:01	これ、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:03	では開いていただきまして、2 ページ目ですけれども、2 ページ目の下側ですね、75 条の 9 ですけれどもこちら設定の差異ということで、電源A系統構成の相違となっております。
0:28:18	次に 3 ページ目ですが、3 ページ目の真ん中ですが、75 条の 3 ですけれども、こちら設計の差異ということで東海第 2 固有の設備の記載となっております。
0:28:33	次、4 ページ目に移りまして、
0:28:38	4 ページ目の真ん中ですけれども、75 条の 7、こちら設計の差異ということで放射線量の測定箇所の相違となっております。
0:28:50	このページ目を説明書表現の相違ですので割愛させていただきます。
0:28:57	6 ページ目ですけれども、こちらは三つすべてで柏楽器或いは 7 号との比較となっております設計と齋藤市なり、なっており、柏崎刈羽 7 号固有の設備に関する記載となっており、女川のほうには記載はありません。
0:29:19	75 条は以上となります。
0:29:22	。
0:29:24	はい。
0:29:25	はい。御説明ありがとうございました。それでは規制庁側のほうから確認事項等ありましたらお願いいたします。
0:29:38	規制庁ミヤモトですけども 3 ページの事実関係だけちょっと確認させてください。一番下のところの下から 3 行目の重大事故が発生した場合に発電所敷地境界付近においてっていうところの記載なんですけど、女川の場合は、周辺監視区域よりも発電所敷地のが相当 5 と。
0:29:58	いうことでいいですよ。多分そうかなと思う。当たり前かなと思うんですけどそこだけちょっと教えてください。
0:30:09	東北電力オカモトです。この辺につきましては、病棟発電所敷地と周辺監視区域のほぼ同じ状況になっておりますので、発電所敷地境界としております、外側でございます。
0:30:25	ミヤモトですけどわかりましたありがとうございます。
0:30:35	原子力規制庁の止野です。これ 1 点だけ確認なんですけれども、2 ページ目のモニタリングポスト自体はSA側のじゃなくて、DB側もよくあると思うんですけど、それはあれ 34 条側で
0:30:51	記載がされて変更前にも書かれるという理解でよろしいのでしょうか。
0:31:02	東北電力のスガマタです。はい。34 条のほうで整理しておりまして 34 条のほうの変更前として記載はあります。
0:31:13	以上です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:19	わかりました。じゃあの余裕資金などの7ページ目の
0:31:26	モニタリングポストの許可本文の下側にある電装系の多様性の話というのは、そちら側で拾って変更前にはなくて、変更後に新たに出てくるということによろしいですか。
0:31:48	ちょっと資料を調べての商品ました。
0:31:58	はい。それ追加容器ですねその通りです。はい。
0:32:03	わかりました。デリバリ拾ってることで1ということであればあとそれで結構です。以上です。
0:32:16	原子力規制庁のドイですけれども1点確認したいことがございますけれども3ページ目の2と75条の3のところなんですけれども、
0:32:29	ここで線サーベイメーターとβ線サーベイメーターを設けてというのが4行目から5行目のところにあるんですけれども、ここは系統ある加振のサーベイメーターは特に、それプラス電離ばこですその辺は必要ないというような
0:32:47	ことによろしいのでしょうか。便利ばこの方は
0:32:53	放射性物質の濃度を測定するから参らないかと思うんですけれども歩くはサーベイメーターの方が必要な
0:33:01	うのであればその理由とかを御説明いただければと思います。
0:33:13	東北電力オカモトです。江藤。
0:33:18	汚染のサーベイメーターにつきましては、もともと
0:33:24	弊社のほうにつきましては、放射能観測車にその機能を有していないので持っておりませんが、時につきましては
0:33:34	意味しているということで記載のほうがされている状況です。
0:33:40	よろしいでしょうか。テーマアミンしてないと事実関係のほうはわかって承知いたしましたけれども
0:33:51	もともとないということで、
0:33:54	その中でなくても十分だというようなことで設置してないのかと思うんですけれどもそのところの
0:34:03	御説明は何かありますでしょうか。
0:34:18	モニタリングカーとしても、すいません東北の岡本ですけれども、モニタリングカーの機能としては有してα線にサーベイメーターというか、
0:34:28	増え支店はしてないんですけれども、
0:34:32	そのほかに空気中土壌中請求の試料測定するために無理かとは別で、α線のサーベイメーターは保有しております。
0:34:50	ネットワークをつくりました。ありがとうございました。
0:35:00	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:07	はい。それでは次に4番目の資料ですね77条関係のほうの資料の御説明をお願いいたします。
0:35:19	はい、東北電力のスガマタです。では、資料4番、77条、通信連絡を行うための日に必要な設備のほうに移らせていただきます。
0:35:30	まず2ページ目ですけれども、設計の差異ということで、通信連絡設備の対応性の相違となっております。
0:35:41	次に3ページ目ですけれども、
0:35:44	こちら一番上、77条の英語ですけれどもこちら設計の差異ということで、通信連絡設備の対応性の相違となっております。
0:35:54	次77条の6ですが、こちらも設計の差異9ことでこちらは設置場所の相違となっております。
0:36:02	その下ですが、柏崎刈羽7号との比較ということで設計の差異ということでこちら柏崎刈羽7号固有の設備に関する記載となっております。
0:36:14	その下の77条の7ですけれども、こちら、設計の差異ということで通信連絡設備の対応性の相違となっております。
0:36:24	78 その下の77条の8ですけれども、こちらも設計の差異で女川2号では通信連絡設備を中央制御室で対処においても使用できる設計としているためなっています。
0:36:40	次に4ページ目に移っていただきまして4ページ目の一番上、77条の9ですけれども、こちらも設計の差異ということで、中央制御室内に設置する通信連絡設備の相違となっております。
0:36:56	その下の77条の中ですけれども、
0:37:00	こちらは二つありましてまず設計の際、緊急時対策所内に設置する通信連絡設備の相違とその下が設計の差異ということで、女川では代替電源からの給電の多様性を記載しています。
0:37:17	次に5ページ目に移りまして、
0:37:20	一番上の77条の14ですけれども、こちらも設計設計の差異ということで、代替電源からの給電について多様性を有している、この記載しております。
0:37:35	6ページ目については、説明書って表現の相違ですので割愛させていただきます。
0:37:44	7ページ目ですけれども、7、
0:37:47	いう7条の8ですが、こちら設計の差異ということで、女川2号のA棟が通信連絡設備を中央制御室の待避所においても使用できるということで記載しております。
0:38:03	次に、8ページ目ですけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:07	8 ページ目の一番上、77 条-25 です。設計の差異ということで、代替電源からの給電について対応性を記載しております。
0:38:18	その下の 77 条-26、こちらも設計の差異で代替電源からの給電の対応性を記載しております。
0:38:28	次に、9 ページ目ですけれども、
0:38:30	こちら設計の差異ということで、女川 2 号では、通信連絡設備言い切らず共用しない設計としております。
0:38:42	10 ページ目ですけれども、こちらは再なしということになります。以上で 77 条の説明を終わりです。
0:38:51	はい。
0:38:54	はい。御説明ありがとうございました。それでは追徴側のほうから確認事項等ありましたらお願いいたします。
0:39:04	はい。
0:39:12	原子力規制庁の宮本です。2 ページのところのはちょっとこれ記載ぶりだけなんですけど、2 ページのところのなお書きのところと、6 ページのところの、多分その 77 条-16 っていうところが多分名古屋よく似てるんですけど。
0:39:29	これ文章構成としては、なお企業上について
0:39:34	保管場所は改行されて下に書かれるということでもいいですか。なお議論しろについてしまうと、なお書きについているように見えるんですけど、構成としては 6 ページのような構成になるということでもいいですかね。
0:39:50	少々お待ちください。
0:40:06	発生しました東北電力のスガマタです。はい、6 ページと同じように一つの文になるようになっております。
0:40:14	以上です。
0:40:15	わかりました。あと、規制庁微妙ですけどももう 1ヶ所あってとね、9 ページ。
0:40:22	これ赤字で書いてあるところの確認なんですけど、女川の場合はつく通信設備については、場所を設置する場所を問わず、すべて行動条件に当てはめるということでもいいですかね。
0:40:38	緊対所淘汰部中央制御室それぞれに通信連絡設備があると思うんですけど、ここの無線連絡とか衛星はあると思うんですけど、女川の場合は、前にそういう保管場所の状況をつけてないので、すべて該当するということなんですか。
0:41:06	はい、えっとですね、今までは勤怠Ⅷ通信中央制御室とそれぞれに
0:41:13	保管されているということになっております。はい。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:21	規制庁ミドルちょっと質問の趣旨が強かったかもしれないの、設備の供用の説明としては、中央制御室に設置しているものも緊対所に設置しているものも共用しない設計とするという認識でいいですかということですけども、
0:41:39	東北電力のスガマタです。一応すべて今、今の共用をしないというふうになっております。
0:41:46	他分野です。わかりました。はい。
0:42:12	原子力規制庁の止野ですかの今のところでも一応確認なんですけれども、当統合原子力防災にトークを使った通信設備とかデータ伝送は、
0:42:25	これはその2号用のものがあつたもの等とか産業用とか、そういうふうになんぞそれぞれ分かれても具体的に凸3部がまた別にあるということによろしいんですね。
0:42:48	期中正月減災。
0:43:02	東北電力の東武ストアの右側2号で専用のどく三つしたものを設置するというふうにしております。
0:43:12	よろしいでしょうか。
0:43:15	原子力規制庁の止野です。減収ネットワークのもののデータ伝送も含めて、各号機で鋭意独立しているということは了解いたしました。
0:43:26	あと細かいところなんですけど、通信連絡設備のうち、これは競合しないと書いてあるんですけど、通信連絡設備のうち共用するものはあるんですか。
0:43:43	ここ。
0:43:45	東北電力の川村です。
0:43:48	日成設備に関しましては、各号炉と共用する設備はございません。
0:43:54	回答は以上です。
0:44:00	ここ、
0:44:02	原子力規制庁の止野です。ではあのベビーずつに通してどういったものが共有される通信設備があるんでしょうか。具体的なものを何個か例示を教えてくださいいただけますか。
0:44:19	東北電力の川村です。DB設備部に関しましては、55条までということ。
0:44:27	する予定として、
0:44:29	おりますけども、
0:44:31	具体的には、電力保安通信用点を設備の特定電話機。
0:44:38	あとはPHS端末等が該当いたします。
0:44:41	以上です。
0:44:44	原子力規制庁の藤野です。今の説明で理解しました。私からは以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:59	それでは次、5番目の資料ですね、48条、78条関係のほうの資料の御説明をお願いいたします。
0:45:09	はい。
0:45:10	CO・OP電力の渡辺です。それでは48条78条の基本設計方針について説明させていただきます。
0:45:19	2ページ目からになっておりまして、こちら上段の48条の11赤字につきまして、こちら女川2号については、ガスタービン発電設備を設置いたしますので、こちらは赤字にて記載しております。
0:45:35	このページの赤字につきましては、すべて同様の差異例になりますので、
0:45:43	はい、その際になっております。当時めくっていただきまして3ページになります。このページにつきましても、ガスタービン発電設備の設置の有無ということが裁量になっております。それが緑は割愛いたします。
0:46:00	ちょっと、
0:46:02	ページめくっていただきまして4ページ目になりますが、こちらのページはすべて再なしとなっております。
0:46:10	続いて5ページ目についても、破碎なしとなっております。
0:46:16	6ページ目ですが、48条の39ということで、こちら感じて記載しているところは、設計の差異となっております、女川2号については、開閉器または断路器に使用する、圧縮空気装置を設置しておりますので、赤字で記載しております。
0:46:36	次のページ7ページは、再なしがっております。
0:46:40	8ページも同様に再なしとなっております。次できるページ目からが補助ボイラの基本教師になるのですが、こちら、
0:46:52	多数勤労のハッチング黄色の色をつけておりまして、こちらが補正時からの変更箇所になってるんですが、こちらですね1号の廃止措置の申請踏まえて1号ボイラーの以後との共用見直しているということで、
0:47:08	黄色にて明示しているところですね、こちらの運用等の詳細につきましては説明はヒアリングにて説明させていただきたいと考えております。
0:47:19	それでは9ページ目から説明いたします。
0:47:26	来ページ目の真ん中ですね真ん中の赤字の箇所で女川2号につきましては、電気ボイラーを使用しているため、ここへと設計の差異として赤字で記載しております。
0:47:37	ページめくっていただきまして、10ページになりますが、こちらの48条の2につきましては、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:46	新検査制度の施行に伴い検査名称を適正化しており、こちらは赤字で再度記載しております。
0:47:56	次のページ 11 ページになります。一番最初は 48 条の 10 ということで、こちらでも女川 2 号の補助ボイラーは電気ボイラーを使用しているので、設計の差異として記載しております。
0:48:12	ちょっとこの条文の説明は以上になります。
0:48:18	はい。御説明ありがとうございました。それでは規制庁側のほうから確認事項等ありましたらお願いいたします。
0:48:49	原子力規制庁の止野です。ちょっと余裕好きなのでからちょっと確認させてもらいたいですけれども、様式の 12 ページ目以降の水室基本設計方針の前後で主文いらが削除されている理由は、
0:49:06	何ででしょうか、説明してください。
0:49:11	。
0:49:12	東北電力の渡辺です。こちら基本設計方針の変更前に記載しておりますボイラーにつきましては、こちらの 1 号設備となっております、先ほどご説明させていただきました通り、今回 1 号のボイラーにつきましては、
0:49:28	1 号共用外す。
0:49:31	というふうに申請していますので、変更後では記載は削除。
0:49:38	はい。
0:49:39	そうですね。1 号ボイラーを削除する方向で投資変更させていただいております。以上です。
0:49:50	原子力規制庁の止野です。修文浦和 1 人は共用じゃなくななくすように、2 号としては共有から外すということによろしいのでしょうか。
0:50:01	はい。
0:50:02	東北電力のワタナベ等その通りでございます。
0:50:08	原子力規制庁の止野です。今回の新規制基準の適合性に合わせて主文は農協よう外して連合説明してください。
0:50:23	少々お待ちください。
0:50:42	はい。
0:50:47	いや、
0:50:54	はい。
0:50:55	。
0:50:57	東北電力タカハシです。先ほど説明御説明と説明しました通り 1 号の廃止措置の中で、現状の 1 号ボイラーにつきましては廃止措置計画申請書の本文と、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:11	あと添付資料の方には上がってきていないんですが、
0:51:18	今後のその廃止措置の計画を見越しまして、まずは2号のボイラー単独でこれまでは1号のボイラー、
0:51:28	状況ですね2号、
0:51:30	ちょっと共用して、
0:51:32	運用していたんですが、2号のボイラー単独で2号の例えば起動停止ですとか運用そういったものが成立するという見通しが立ちましたので、
0:51:42	結構のタイミングで共用を外して、
0:51:49	申請したいというふうに整理をいたしております。
0:51:58	原子力規制庁の神野です。ということで、今回2号の補助分ぐらい単独で機動停止も含めて、容量的に問題ないとか、そういった説明が別途なされるという理解でよろしいですか。
0:52:13	はい。その通りでございます。今後補足資料等で御説明したいというふうに考えてございます。
0:52:21	はい、原子力規制庁シノです。ではその点については改めて説明をお願いいたします。
0:52:27	多分感じ。
0:52:36	10、
0:52:40	関連でなんですけど、多分、その考え方もですけど、16ページ目の下側の、
0:52:49	蒸気駄目で加熱状況出て状況使用済使用する各機器に供給っていうのはこれ修文以来の話だから削除されているという理解でよろしいですか。
0:53:13	ここ。
0:53:14	6電力の高橋です。はい、あの2号機のボイラーから1号へ供給する。
0:53:19	実際は
0:53:21	一部の蒸気駄目えっとですね。それで少々お待ちください。
0:53:44	センターの東北電力の渡辺です。今の御指摘の箇所につきましては、高等を
0:53:51	長期は蒸気駄目より加熱蒸気流経て、蒸気を使用する核費に供給できる設計とするという記載につきましては、当変更後の方にも記載がございまして、削除しているのは
0:54:05	変更前で記載している中で削除しているのは重油ボイラーの話を削除しております。
0:54:14	規制庁の止野です。理解あのご質問事項の説明理解しました。あともう1点だけです。18ページ目がござい17ページ目に補助ボイラーは、水の供給ができるというふうに説明内容量も、
0:54:30	供給設備を設けて利用する中で遮断できる設計とするとあるんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:40	事務のチップページ目の
0:54:43	議基準の中に第 2 項、
0:54:46	のところに、
0:54:48	件数の理由のすぐ下に自動でかつ確実に遮断できる構造となっていて、自動かつ確実に遮断できる設計というのを書いてあるんですか。
0:55:15	少々お待ちください。
0:55:27	お待たせいたしました東北電力の渡辺です。こちらですね、現状基本設計方針においてその自動でということの記載がないのですが、通せ決しては児童というふうになっておりますので、こちら記載するように検討させていただきたいと思っております。以上です。
0:55:48	原子力規制庁の止野です。適切に検討いただければと思いますのでよろしくお願ひします。私からは以上です。
0:56:11	それでは以上で今日御準備いただいた資料のほうですね。
0:56:17	いただきこちらから確認事項等ですね。ええとさせていだいたところでございますけれども、
0:56:26	全体資料全体通して何か追加で
0:56:30	コメント等何かございますでしょうか。
0:56:37	東北電力本体ものでございます。こちらのほうからは特にございません。
0:56:45	はい、ありがとうございます。それでは
0:56:49	普通の資料についてですね。
0:56:53	今後の再度説明が必要かどうかの有無等ですね、ネット各資料試料ごとに
0:57:02	確認させていただければと思いますけれども、よろしくお願ひいたします。
0:57:11	はい、東北電力のミノでございませう。本日資料につつ御説明させていただきましたが、mol資料の 1 の 73 条と 375 条の 4。
0:57:28	77 条、こちらにつきましてはいろいろとご質問ちょうだいいたしたたが、ヒアリングの中で御回答できたということで、この三つにつきましては、かなりミックスとさせていだきたいと。
0:57:45	思います。
0:57:57	はい。原子力規制庁のドイですけれどもはいこちらのほうもあんならや同じような認識で 2 番目、1 番目三番目 4 番目ですね、こんなの資料については特に。はい。
0:58:10	よろしいでしょうか。はい、よろしいですか。はい、はい。あと一つ目の別紙の 2 番の資料の 14 条と版も 48 条の 18 条、こちらにつきましては、編集のいろいろと確認検討事項でございますので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:27	当期歳の人温めて細胞、御説明差し上げたいと思っております。以上でございます。
0:58:37	はい。どうもありがとうございました。はい。それでは基本設計方針に関するヒアリングのほうはこれで終わりにいたします。どうもありがとうございました。
0:58:51	すいません私のところ申し訳ございませんちょっと音声のほうですね届いてございまして、そちらの方はマイクの確認を行っていただいでよろしいでしょうか。
0:59:02	はい。原子力規制庁なドイですけれども音声のほう聞こえてますでしょうか。
0:59:09	ちょっと飛び飛び中なんですか。
0:59:14	ハセガワですけども、このマイクはどうですか。
0:59:18	ちょっと音声光ですね。
0:59:24	規制庁ミヤモトですけど、聞こえてますか。
0:59:27	はい。
0:59:28	うん思うのに聞いてございます。
0:59:35	こちらは原子力規制庁の止野です。東北電力さん始めてよろしいでしょうか。
0:59:43	一方、
0:59:44	東北電力オオエです。よろしく願いいたします。
0:59:51	はい、原子力規制庁の止野です。
0:59:54	それではただいまから、Aクラスの機器及び炉心支持構造物の応力腐食割れ対策に関する説明書に対するヒアリングを始めたいと思います。
1:00:05	始めに東北電力から説明資料の確認をお願いします。
1:00:11	東北電力のオオエで本日の御説明資料としましては、①から③まで用意させていただきます。
1:00:19	まず①ですけれども、番号が交通の高のB-01-06008 回の0。
1:00:29	こちらはですね。
1:00:31	エフ・シー・シーに関する説明書の本文となっております。
1:00:35	続いて②ですけれども、連番の9番で含めてこちらは比較表ですね、となっております。
1:00:44	一般ですけれども、番号が交通のほうのE-01-019 けお-1 ハイウェイ炉で補足説明資料で、
1:00:56	お伝え用意させていただきます資料を委譲のみとなっておりますが、よろしいでしょうか。
1:01:06	はい。
1:01:07	はい。配布資料については特に問題ありませんので、それでは説明、説明資料に基づき説明を始めください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:17	はい。それではですね、説明の方始めさせていただきます。まずはで船③の資料のほうで、今回の御説明範囲となります。体操の原子炉冷却材圧力バウンダリの拡大範囲のところを、
1:01:33	説明させていただきます、そのあとですね、設計の内容を②の比較表で説明させていただきますと思います。それではよろしくお願いいたします。
1:01:47	はい、東北電力ワタナベです。③の資料の2ページ目をご覧ください。
1:01:54	ページ目におきまして、黄色く塗られている範囲は従来の原子力立地原子炉冷却材圧力バウンダリとなっております、赤く塗られている範囲が今回新たにバウンダリ拡大範囲となった箇所となっております。
1:02:10	今回この説明書で説明をしますのは、こちらの赤いラインになりますので、
1:02:17	なります。それでは比較表のほうで設定内容についてご説明をさせていただきます。
1:02:26	はい。
1:02:28	比較表3ページ目をご覧ください。
1:02:32	1ポツ目概要としまして、こちら技術基準を第17条十八条読み込んでおります18条に関しましては設計の差異ということで、女川のほうでは18条。
1:02:47	使用中の亀裂による破壊の防止に関しても条文要求読み込んでおります。
1:02:52	続きまして、2ポツ申請範囲ですけれども、こちらは先ほど説明しました。原子炉冷却材圧力バウンダリの拡大範囲、今回も申請範囲について、文章で記載しているところとなります。
1:03:07	こちらの範囲について、以降のページでSCC対策について御説明をさせていただきます。
1:03:14	はい。
1:03:15	資料をめくりまして、SA主な差異のある箇所としまして、このページもご覧ください。
1:03:22	そう。
1:03:24	校庭にということで、原子炉冷却材圧力バウンダリの拡大範囲の応力腐食割れの抑制対策ということで以下抑制対策を記載しております。
1:03:35	コウテン2.1、こちらですね、
1:03:39	残留熱除去系停止時冷却モード戻りラインについて記載しているものとなっております、6ページ目に書かれている通り、配管弁につきまして、材料の観点から応力腐食割れを防止しているということを記載しております。
1:03:56	当該配管及び弁に使わしましては、観測を使用しておりますので、SCC感受性が低いということで、応力腐食割れを防止しているということを記載しております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:11	続きまして7ページ目をご覧ください。
1:04:15	こちらはですね、残留熱除去系停止時冷却モード吸込ラインに関する説明を記載しているところになっております。
1:04:24	工程2.2の(1)に関しまして、配管及び弁の材料に関して記載をしておりますが、こちらも先ほどと同様、観測を使用していることで、応力腐食割れの感受性は低いということで、対策内容を記載しております。
1:04:41	続きまして、9ページ目をご覧ください。
1:04:46	コウテン2.3ポツに置かれておきまして、残留熱除去系ヘッドスプレイ注入隔離弁に化へ注入ラインにつきまして、secし対策について記載をしております。2.3の(1)に配管及び弁の材料について記載をしております、
1:05:04	こちらもこれまでと同様、観測を使用していることから、SCC管理性は低いということで抑制対策としております。先行プラントと比較しまして発生応力環境については材料を端側を使用していることから、記載を特にしておりません。
1:05:24	比較表に対する御説明は以上となります。
1:05:31	失礼いたしました。来プレイします。
1:05:34	10ページ目差異理由としまして、再箇所としまして、支持構造物、ケツスプレイラインに関しまして記載をしておりますが、先行プラントでは、当該ラインに支持構造物がないということからこちら記載しておりませんが、女川におかれましては、当該ラインについても支持構造物があることから記載をしております。
1:05:54	読ませていただきますと、支持構造物は検証冷却材高温環境に接液しません。また、塩化物及びフッ化物が混入することを防止していることから、SCCの対策としております。
1:06:07	比較表の説明は以上となります。
1:06:24	終わりでしょうか。
1:06:29	そして、
1:06:31	以上です。はい。原子力規制庁のシノで説明ありがとうございました。それではただいまの説明に関しまして確認質問等がありましたらお願いします。
1:06:45	規制庁のカタギリですSCC対策として三つの要因があって、今ひとつ以上取り除くということで、対策しますということで、先ほど説明があったんですけど6ページ以降では、材料がもう炭素こうなんでもいいんですっていうところしか記載がないんですけども、
1:07:05	選考でも発生応力や環境っていうところに触れていて、水質管理とか環境発生応力のマサ施工とかに関しては、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:16	ちょっとエビデンスとかの話もあるのかなっていう気はするんですけど、水質管理とかについては他のプラントと同様なことをやっていると思うんですけど、これあえてそこを書かない理由ってというのはあるんでしょうか。
1:07:38	はい。
1:07:39	東北電力、渡辺です。説明しました通り一つ以上取り除くということで、材料代表して書かせていただいておりますが、ご指摘の通り、環境条件水質管理についても当然対策のほうは実施しておりますので、
1:07:53	潜航等々ように、ここ記載をさせていただければと思います。
1:07:58	規制庁のカタギリでして、その際に4ページのところの基本方針のところでは、拡大範囲については、材料山設計や製作水質管理を考慮したってことは書いてあるので。ちょっとそこと整合がとれるように今こういうことやってますというところで、
1:08:18	後ろのないように引き継げれるように記載をしていただけたらと思いますがいかがでしょうか。
1:08:25	。
1:08:26	東北電力ワタナベです。ただいまの御指摘について適切に資料のほうへ反映いたします。
1:08:34	机上のカタギリですね、ちょっとこれは参考までに聞きたいんですけども水質管理とかで溶存酸素対策ということでなんか、水素注入とか何かそういうようなことはやったりはしているんでしょうか。
1:08:47	東北電力、渡辺です。営推今ただいまありました水素注入に関しましては、女川2号機に関しては特に行っておりません。
1:08:57	経常カタギリさ、わかりました。私からは以上です。
1:09:11	原子力規制庁の止野です。今回の東播圧力バウンダリの拡大範囲Tの拡大されるものとして抽出3ヶ所されているんですけど、この抽出Ⅱ、
1:09:26	フローというか、どういうその検討した結果としてこの三つが抽出されたのかっていうのは、例えばあれですかね、クラス3農協どっかそちら側で何らかの説明があるんでしょうか。なんかまぜ込ま熱が出てきたのかっていうのはどう検討した結果なんでしょうか。
1:09:46	はい。
1:09:48	国電力ワタナベです。こちらの拡大された理由に関しましては、設置許可基準の17条のほうで解釈が変更となりまして、第2隔離弁までを原子力冷却材検出冷却材圧力のバウンダリとするとなりました。
1:10:04	その際にですね、設置許可時点において、今ご指摘ありました拡大範囲に対するフローとかで、この3ヶ所が選ばれるということを説明しております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:14	今年の単価におかれましては、拡大されたということが前提条件となりますので、拡大範囲を検討するというフローについて特に説明しているものはございません。
1:10:30	以上です。
1:10:33	地絡規制庁です。理解をしました理解はしたんですけれども、ちょっと許可の時点で審査に携わってないものもおりますので、その許可のときに、概要といえますか、許可でどういうプロセスで検討封をした結果として、
1:10:50	この三つが抽出をそれぞれに対するSCC対策はこうだという形で局の流れからちょっと説明をしていただければと思うんですけどいかがですか。
1:11:03	一つお待ちください。
1:11:05	。
1:11:18	東北電力ワタナベです。今度違うのワタナベがしゃべります系統とか団体ではフロー図をつくりましてそれで御説明してますので、同じフロー図を用いて、
1:11:35	別途御説明を差し上げたいと思います。それでよろしいでしょうか。
1:11:42	はい、それで結構です。
1:11:44	これ、
1:11:46	はい、了解いたしましたそのように対応いたします。
1:11:50	そうですね。これ今後その協力の説明がなされると思うので、クラスの共同の中の説明円の中で設置それ入れていただいても構わないです。
1:12:06	配当ブレークワタナベです。そちらの方が効率的かと思しますので、共同のクラス案の説明の際に合わせて、冒頭で説明するように、
1:12:16	対応させていただきます。以上です。はい、よろしく申し上げます。私からは以上です。
1:12:27	ほかにございますでしょうか。
1:12:31	よろしいですか。
1:12:33	はい。原子力規制庁からの質問意見は以上でございます。当東北電力から何かございますでしょうか。
1:12:43	これ、
1:12:44	東北電力オオエでこちらからは特にございません。
1:12:49	はい。内容ですのでそれではクラス3 機器及び炉心支持構造物の応力腐食割れ対策に関する説明書に対するヒアリングをこれに終了いたします。ありがとうございました。
1:13:05	ありがとうございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。